

安全の手引き

- I 序 言
- II 防犯の手引き
- III 緊急事態対処マニュアル
- IV 結 語

在アルゼンチン日本国大使館

令和5年1月1日

I 序 言

アルゼンチンは、かつては中南米諸国内では教育・生活水準が高く、比較的治安の良い国と言われていましたが、近年の経済・財政的苦境により貧困層及び極貧層が増加しており、連邦首都ブエノスアイレス市及び同州を中心に、強盗、窃盗等の犯罪が発生しています。また、銃器類が大量に出回っているため、銃器を使用した凶悪犯罪も日常的に発生しており、十分な注意が必要です。

一例として、治安省統計に基づく2021年のブエノスアイレス市での犯罪発生率を日本と比較すると、窃盗約4倍、殺人約5倍、傷害約12倍に及び、強盗では1,800倍以上にも達します(人口10万人当たりの発生件数の比較)。

すべての犯罪に対して完璧な防犯を求めることは困難ですが、日頃から警戒心を持つことで犯罪被害者になるリスクを小さくすることは可能です。

本手引きでは、アルゼンチンにおける主要な犯罪の形態とその対策・心構え並びに緊急事態発生時の対処要領等についてまとめました。皆様の安全対策、安全意識の高揚の一助としていただければ幸いです。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

○「自分と家族の安全は自分達で守る」、「予防が最良の危機管理である」という心構えを持ち、日頃から治安状況、犯罪手口等の情報収集に努めましょう。

○「安全のための3原則」を意識することが肝要です。

一、「目立たない」犯罪の標的とならないように、目立つ行動・服装等は避けましょう。

二、「行動を予知されない」行動をパターン化しないようにしましょう。

三、「用心を怠らない」危ういところに近寄らない、深夜に出歩かないといったことはもとより、常に用心を怠らないようにしましょう。

2 最近のアルゼンチンにおける犯罪発生状況

(1) 全般

ブエノスアイレス市レティーロ駅北側や市内南部、同市周辺自治体に点在するビジャと呼ばれるスラム街を根拠地とする犯罪者は、昼夜を問わず、駅周辺や繁華街等人口密集地に進出して、強盗等に及びます。この際、数人のチームで携帯電話を使い、連絡を取り合いながら、警察の配備やパトロールが手薄な地域を探して、犯行に及びます。また近年、未成年者による犯罪が増加している中、凶悪犯の低年齢化が問題となっており、銃器の蔓延と相まって、未成年による銃器を使った強盗等が頻発しております。これらの少年凶悪犯は、再犯を繰り返し社会問題となっています。人気のない場所でたむろする数人組の少年を見かけた場合は、状況によってはすぐさま立ち去る等、その動向に注意する必要があります。

(2) すり

バスや列車内、観光スポット等の混雑した場所で発生しています。通常、犯人はグループであることが多く、被害者の注意をそらす役、周囲を監視する役、被害者の財布等を抜き取る役などに役割を分担して、組織的に犯行に及んでいます。このため、人混みの中では、リュックや小さなバッグ等は身体の前に抱える、路上や喫茶店等においても、荷物は身体の近くであっても放置せずに常時携行しておく等、常に警戒している姿勢を見せることが効果的です。

(3) ひったくり

駅構内、バス停留場、電車・バス・地下鉄、路上等、人が集まりやすい場所での被害が報告されています。中には、携行しているバッグのストラップ部分をナイフ等で切る、引きちぎる等の荒い手口も見られます。また、主に歩行者を狙うバイクを使ったひったくり強盗（通称：モトチョロス）も多く発生しているので注意が必要です。タクシー等乗車時に窓を開放していると、モトチョロスが通りすがりに車内に手を伸ばして、スマホや貴重品をひったくられることから、車両の窓は閉めてください。また、レストランやカフェのテラス席の机の上に置いてあるスマホや財布等の貴重品をひったくる手口も報告されています。

(4) 置き引き

ホテル・空港等のロビーやトイレ、チェックイン・カウンター、レストラン、バス・ターミナル等において、または、車両からの降車直後、トランク等から荷物を卸している際に被害に遭うケースが多いようです。バスの行き先や時間を尋ねるふりをして、被害者の注意をそらし、荷物や鞆から目を離した僅かな隙を狙う場合がほとんどであるため、手荷物を身体から離さないよう注意が必要です。

(5) ケチャップ強盗

市内の観光地周辺、公園等での被害が報告されています。犯行はグループで行われ、背後から、ケチャップやマスタード、鳥の糞等を模した液体を被害者の衣服につけた後、汚れていることを教えると同時に、拭き取りの手伝いを装って近付き（被害者を油断させるため、一見親切そうな高齢女性であったりもします）、被害者の荷物や貴重品を知らない間にかすめ取る手口が一般的です。もし、ケチャップ等の液体をかけられてしまった場合は、近付いてきた人を相手にせずに、速やかにその場を立ち去ることが重要です。

(6) 路上強盗

昼夜を問わず、人通りの少ない場所で多く発生しています。このような場所では徒歩による移動をなるべく避けて、車両の使用を心がけましょう。銀行やATMを利用した後や、旅行者等が空港からホテルに到着した際に強盗に襲われるケースが見られます。組織化されたグループが銀行、両替所、空港等の複数の監視ポイントでターゲットを見定めて尾行し、複数人で暴行を加えて、金品を強奪するという悪質な犯行を行います。特に換金性が高い高級腕時計、貴金属等宝飾品やスマートフォン等が狙われます。ターゲットとされないためには、銀行等へは複数人で行き、換金する際は少額にするようにする、銀行等の周辺に不審者がいないか、空港から市内等に向かう際、不審者等に尾行されていないか点検する、尾行されていると感じたらすぐに警察等に通報するか、最寄りの店舗等に入って助けを呼ぶ等、身の安全を確保するようにしてください。また、銀行等の付近で待機している流しのタクシーは利用しないように注意しましょう。

(7) タクシー強盗

アルゼンチンでは、タクシーが市民の移動の足として利用されていますが、タクシー運転手が、強盗と手を組み乗客の金品を奪う事件が発生しています。このため、レミース（ハイヤー）カラジオ・タクシーと言われる無線タクシーを2人以上で利用することをお勧めします。過去には、エセイサ空港前で待機している流しのタクシーを利用して、法外な料金を請求された被害も報告されていますので、同空港から移動する際には、知り合いに迎えに来てもらう、又はできる限り空港内にあるレミース会社を通じて車を手配する等の対策を講じて下さい。

(8) 両替詐欺

町中で声かけをしている、いわゆるヤミ両替で換金する際や、一般の商店、タクシーの精算時等において、偽札や高額紙幣を低額紙幣にすり替えられる等の被害が発生しています。銀行、空港等の両替所、商店やタクシー利用時等、現金を受け取る際には、慌てずに必ず相手の目の前で金額を確認するようにしましょう。そもそも、ヤミ両替は違法行為であり、また人目のない奥まった場所に連れて行かれてしまうので、安全が確保されているとは言い難いため、ヤミ両替の誘いには乗らないでください。

(9) 車両盗難（車上狙い・車泥棒）

車両盗難の多くは路上で発生しています。路上駐車を避け、管理が行き届いた駐車場に車を駐車することをお勧めします。特にハイラックス等トヨタ社製 SUV は、転売を目的とした盗難の対象とされていると報じられています。車を離れる際は必ずドアをロックするとともに、座席や足元等の外から見える場所にはバッグ等を残置しないでください。取り外し式のカーナビをフロントガラスに装着している場合も、トランクなどの外から見えない場所に収納してください。また、走行中の車両に対してボルト等をぶつけ、部品が落ちたと騙して乗車者が降車した隙を狙う手口も報告されており、注意が必要です。

(10) 銃器使用の犯罪

アルゼンチンでは、定められた手続きを経れば、銃保有は合法であることもあって、銃を使用した犯罪が日常的に発生しています。アルゼンチン国内で正規に登録されている銃（治安機関除く）は約200万丁で、これ以外にも違法な銃が約200万丁流通しているとみられ、銃器を使用した強盗や殺人、誘拐などの凶悪犯罪が日常的に発生しています。特にサンタフェ州ロサリオ市では、麻薬組織間抗争での銃撃戦に一般市民が巻き込まれて、多数の死傷者が出ています。万が一強盗に襲われた場合でも、相手が銃器を保有していることを念頭において行動することが肝要です。

(11) 薬物の蔓延

2021年のブエノスアイレス市治安省統計によると、同市で検挙された犯罪は薬物関連が約4割と最も多く、同市が欧州等への密輸経路地であることが要因だと推定されます。これまでに、邦人が薬物関連犯罪に巻き込まれた事件は報告されておりませんが、想像以上に市中に出回っていると見られるため、親切心から見ず知らずの人の荷物を預かる等すると、思わぬ犯罪に巻き込まれる可能性もあります。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居選定に当たっての確認事項

- 住居周辺の治安情報を確認しましたか。
- 近隣の所轄警察署等を把握しましたか。
- 市街地地図等を利用して地図上で安全度（居住予定地域とスラム街の位置関係、通勤経路等）を確認しましたか。
- 業者は信用できますか。隣人についての情報はありますか。
- 受付に警備員が24時間勤務していますか。
- 住居周辺は夜間でも明るいですか。不審者が身を潜めるような場所はありませんか。
- 駐車場を監視する警備員が存在し、出入は、安全かつ迅速に行えますか。
- 警備員の配置や監視カメラの設置等の安全対策は万全ですか。
- 家主も住居の安全対策に関し、積極的かつ協力的ですか。

(2) 外出時

犯罪被害に遭った方々に被害の発生状況を尋ねると、「油断した」と言われ、周りにもう少し気を配っていれば、犯罪者が近づいて来たことに気付き、被害を防げたかもしれないと反省される方が多くいます。特に、携帯電話のひたたくり被害に遭った方からは「現地住民が、屋外等で特段警戒することなく、歩行中に使用しているのを見て、安全だと誤解した」と言われます。外出時は、前方や周囲をしっかりと見ながら歩きましょう。時々、後ろを振りかえるのも防犯上有効です。特に外出時のヘッドフォン使用は、背後や周囲から近づく足音やバイクの走行音が聞こえなくなることから避けてください。

(3) 帰宅時

- 車両で帰宅しガレージに入る際は、付近に不審者がいないことを確認しましょう。
- 帰宅時、様子がおかしい場合は、家の中に入らず警察に通報しましょう。
- あらかじめ鍵を準備し、建物の入口前でバックの中の鍵を探すような動作はしないようにしましょう。

(4) 日常生活

ア 近隣者

- 隣人との良好な関係の構築・維持に努めましょう。
- 最寄りの知人宅の位置や連絡先・方法を確認しておきましょう。
- 住居の受付や警備員とは、きちんと挨拶するなど良好な関係を築きましょう。

イ 訪問者

- 訪問者は、必ず身元を確認してから対応しましょう。
- 身に覚えのない訪問者（宅配便や工事業者等）が来た場合、覗き穴で視認し、必要により管理人や業者等に連絡し、身元の確認をするようにしましょう。
- 知人の訪問であっても必ず覗き穴等から確認し、不審な人が同行していないか点検しましょう。

ウ 使用人

- 努めて信頼出来る方から紹介してもらうようにしましょう。
- 公的機関の発行した身分証明書や無犯罪証明書を入手しましょう。本人に提出を求

めこれを拒否するようなら、雇わない方が無難です。

- 安全上の心得、来訪者・電話の対応要領等についてしっかり教育しましょう。
- 家人の行動予定を教えないようにしましょう。
- 現金や高価な宝石等を目につくところに置かないようにしましょう。
- 日頃の態度・言葉遣い等の変化に注意をして下さい。

エ 家族

- 何か問題が生じた場合、どのような行動を取るか、予め決めておきましょう。また、お互いの連絡方法についてもあらかじめ良く相談しておきましょう。
- 警察や親御さんの職場への連絡方法も、子供にもわかるようにしておいて下さい。
- 子供の通学路の安全確保についても十分ご留意下さい

オ 電話

- 緊急連絡先リストは、いつでも使えるようこまめに更新するとともに、使用人等を通じて外部に漏れないような措置を取りましょう。
- 電話を受ける際、こちらから名乗らないようにしましょう。
- 間違い電話に対して、こちらから番号や名前を教えないようにしましょう。
- 不審な電話等があった場合、メモ（記録）を取ることに心掛け、相手の名前を尋ねること、用件を確認することに心掛け、できれば声の特徴や性別、周辺の音等に注意し記録を残しましょう。

カ 郵便物及び宅配便

- 受領サイン等のやり取りは、扉の下の隙間を使用しましょう。
- 集配人が立ち去るのを確認後、しばらくしてから荷物を取り込みましょう。
- 使用人にも要領をよく説明しておきましょう。

キ 鍵の取扱い

- 入居時には、玄関や勝手口のドア等の重要な鍵は交換しましょう。
- キーホルダー等に会社名や個人が特定される情報を記入しないようにしましょう。
- 使用人には、鍵を渡さないようにしましょう。
- 鍵を紛失した場合は、錠前を含め、すべて取りかえましょう。

- 鍵業者の選定に注意し、知人等から信頼のおける会社を紹介してもらいましょう
- ク 長期旅行
- 不在にする旨を第三者に話さないとともに、張り紙・留守番電話に不在のメッセージを残さないようにしましょう。
- 出発日や帰宅日も伏せておきましょう。
- 新聞等の定期郵便物が玄関前に放置されないようにしましょう。
- 週に一度程度の割合で、信頼のおける同僚等に自宅を見てもらうようにしましょう。
- タイマー式のラジオ、蛍光灯等を使用して、人がいるように見せかけることも防犯上効果的です。

ケ 仕事や家庭生活における注意事項

- 突然の訪問客への対応には十分注意し、相手が誰であるかが判明するまでは不用意にドアを開けないようにしましょう。
- 不用意な名刺交換は避けましょう。
- 間違い電話や不審電話は誘拐の予兆の場合があります。可能であれば録音や通話記録を残しましょう。
- 勤務先であっても、電話の呼び出しでこちらから名前を名乗ることは慎みましょう。

(5) 犯罪に巻き込まれた場合の対応要領

不幸にして何らかの事件に巻き込まれた場合は、身体・生命の安全を最優先にし、決して抵抗しないことが鉄則です。強盗に銃を突き付けられ金品を要求された場合、出し渋ったり、抵抗するのは大変危険です。また、慌ててポケット等から財布を取り出そうとしないことも重要です。犯人は気が高ぶっており、銃を取り出す動作と思われ、撃たれたり、刺されたりする危険性があります。抵抗しない意思を表示するため両手を上げ、金品の場所をゆっくりと指し示し、犯人に取らせる方が安全です。

4 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

アルゼンチンでは、日本に比べ人口比で約1.5倍の交通事故が発生しています。当国の運転は荒く、かなりの速度を出して走行し、ウィンカーを出さずに車線変更をする車両も多く見受けられます。また、整備不良車も多く、ブレーキランプやテールランプ、ヘッドライト等が故障したままの車両も多数走っています。公共交通機関の車両も一般車同様に運転が荒く、バスは完全に止まる前から乗降用のドアを開け、客が乗り終わる前に発車するという危険な運転をすることもしばしばです。タクシーは、運転手によっては運転が荒いため、十分注意する必要があります。なお、コロナ禍以降、ブエノスアイレス市内ではタクシーの登録台数が減少したこともあって、UBER等のライドシェアもよく利用されていますが、トラブル予防のため、ドライバーの評価を事前によく確認することが必要です。鉄道は、過去に整備不良等による大規模事故が発生しているため、利用する際には注意する必要があります。なお、鉄道や地下鉄に駆け込み乗車を試みると、日本とは異なり、容赦なく自動ドアが閉鎖されることから、負傷する可能性があり極めて危険です。また、鉄道やバス等公共交通機関は、急遽、予告なくストライキを行うことが多々あるので、注意が必要です。

(2) 事故対策

ア 運転する場合

- 無理な追越しや、ぶつけられそうになったと感じても腹をたてないようにしましょう。アルゼンチンでは、その様な運転マナーが一般的です。
- 運転中は、常にまわりを警戒し、防衛運転に努めてください。
- 流れに乗ることは重要ですが、速度を出し過ぎないように気を付けましょう。

- アルゼンチンの法律で、車内に携帯することを義務付けられている書類等は確実に備え付けておくようにしましょう。

【書類関係】：身分証明書、車両証明書、車検証（ブエノスアイレス市で登録している車両を除く。）、車両保険加入証書、車両保険料支払い後の領収書、過去3回分の車両税納入票、車両名義人以外が運転するための許可証等

【物品関係】：車両用消火器、救急箱、三角停止板、けん引ロープ等

イ 車両による移動時の注意事項

- 交通量の多い道路のセンター側を走行しましょう。
- ドアをロックし、窓は完全に閉め、バックミラー等で周囲の状況を確認しましょう。
- 尾行車を確認した場合は、経路変更またはUターン等をして最寄りの警察署等の安全な場所へ避難しましょう。この際、人通りの少ない場所に避難することは厳に避けましょう。
- 通勤時には、同じ経路や同じ時間の移動を避け行動パターンを察知されないようにしましょう。
- 信号停車する場合は、前車との車間距離を確保しましょう。
- 自宅駐車場に駐車する際には、ガレージのシャッターが開放するまで道路脇で待ち、万が一、不審な兆候を確認した際には、速やかに避難できる状態を確保しましょう。

ウ 歩行している場合

- 歩行者優先社会ですが、道路を横断する際は事故に巻き込まれないように十分注意しましょう。

エ 共通事項

- 不慮の事故等に備え、十分な補償がある傷害保険及び車両保険等に確実に加入しましょう。
- 事故を起こした際の連絡先（保険会社、レッカー会社等）を確認しておいて下さい。

5 テロ・誘拐対策

(1) テロ・デモ・騒擾対策

- アルゼンチンでは、1992年にイスラエル大使館が、1994年にはイスラエル経済組合会館が爆破されるテロ事件が発生しています。近年、当国政府等がテロと公認する事件は発生しておらず、現在のところテロが発生する具体的な兆候も確認されていません。また、これまでにアルゼンチンにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり、未然に防ぐことが困難となっています。このように、テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、被害に遭わないよう海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。治安情勢の変化に応じて、大使館より情報提供を行いますので、在留届の際の緊急連絡先メールアドレスの登録やたびレジの登録等によって、緊急情報を受け取ることができるようにし、参考にしてください。
- アルゼンチンでは、労働組合、社会団体等によるデモ行進や集会等の抗議活動が日常的に発生していますが、その多くは概ね平穏に行われています。しかしながら、内政や国際債務等に起因する抗議活動や国民的スポーツであるサッカーに関連した集まりにおいては、参加者の一部が暴徒化して、警察と衝突する事態に発展した例もあります。デモ隊は、大規模な爆竹や花火を打ち鳴らし、過激化すると投石や火炎瓶の投てきまで行います。これに対して、警察は催涙剤入り放水銃や非殺傷性ゴム弾の射撃により鎮圧を試みるため、巻き込まれると思わぬ負傷をする可能性があります。無用なトラブルを防止するためにも、また、感染症予防の観点からも、くれぐれもデモ等には近寄らないでください。また、これらデモ等は道路を占拠して行われることがほとんどであり、毎日のよ

うに深刻な交通渋滞を引き起こしています。自動車での移動の際は、テレビ・ラジオやナビアプリから事前の情報収集が必要です。

(2) 誘拐対策

いわゆる短時間誘拐（数時間拘束し、比較的少額の身代金を入手した後に解放する）が、特にブエノスアイレス市南部から西部にかけての周辺都市で発生しています。かつて誘拐事件における被害者は富裕層でしたが、現在はほとんどの被害者がいわゆる一般人であり、誰でも被害に遭う可能性があるため注意が必要です。対策としては、人通りの多い場所をできる限り行動し、夜間の一人歩きや車の単独運転は避けることが重要です。統計によると、ほとんどの犯人が数人のグループで構成されています。同一の車両に長時間追隨されるなど、尾行の可能性がある時は、警察に通報することによって、未然防止できた例があります。また、誘拐を装って被害者の家族等に電話をかけ、身代金を騙し取る「バーチャル誘拐」の手口も報道されていますので、併せて注意が必要です。慌てず落ち着いて、被害者の安否を確認してください。

6 その他生活上の留意事項「子どもの親権をめぐる問題」について

(1) 近年、国際結婚のカップルが増えてきています。そうした流れは、日本とアルゼンチンとの間でも同様で、当館領事窓口にも国際結婚の届出、日亜間のカップルの間に誕生した子どもの出生届のため来訪される方がおられます。しかしながらその一方で、結婚生活が困難となり、離婚に直面する事態となったとき、子どもをどうするのか、特に将来にわたって子どもの養育と監護をどちらが行うのか、といった問題は常に発生してきます。特に、それぞれ国籍の異なる父または母のいずれかが、アルゼンチンの法律を顧みることなく、もう一方の親の同意なしに子どもを連れ去ろうとすれば、様々な問題が発生します。

(2) アルゼンチンに居住する「日本人の親」にとって、子どもとの関係や子どもを連れての旅行・移動に際し、特に留意を要する事項

ア アルゼンチン国内法による罰則

アルゼンチンの国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合、または、離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は犯罪とされています（法律 24.270）。例えば、アルゼンチンに住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子供を日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であっても犯罪被疑者として逮捕される場合があります。国際結婚した後に、生まれた子どもを日本に連れて帰る際には、こうした事にも注意する必要があります。

イ 未成年者の旅行

長期滞在者及び永住者の未成年子女（18歳未満）が、単独、片親又は成人第三者と旅行する場合は、公証人（ESCRIBANO PUBLICO）役場で作成された両親又は法定代理人による旅行承諾書を入管係官（空港等）に提示しなければなりません（内務省出入国管理局規則第 031100/05 号、同第 2895/85 号、同法務部メモ第 436/05 号参照）。

(3) 未成年の子どもの旅券申請

日本の在外公館では、未成年の子どもの旅券の申請を受ける場合、両親のいずれか一方に旅券申請書の「法定代理人署名」欄に署名していただくことになっていますが、それは通常一方の親の署名をもっともう一方の親も子どもの旅券の発給申請に同意していると推定されるからです。しかしながら、親権者である片方の親から旅券発給に同意しない旨の意思表示がされた場合には、そのような推定は働かず、有効な両親の同意が存在しないことになるので、その子どもへの旅券発給はできないこととなります。したがって、両親のいずれかから旅券発給について不同意の意思表示がなされた場合にあっては、旅券発給に反対する親がその子どもの親権者であるかどうか、すなわち、子どもの旅券発給にその親の同意が必要か否かを確認し、親権者であることが確認されたときは、さらに両親の意向を確認し、旅券を発給するかどうか決定することになります。そのような意向確認が必要となる場合には、基本的に旅券申請の際にもう一方の親が作成した

「旅券申請同意書」(形式自由)を用意していただくこととなりますのでご注意ください。

(4) 家庭問題に関する相談はお早めに関係機関へ

外国人配偶者とのコミュニケーション・ギャップや価値観の違いによるストレス、虐待など深刻な事態に直面した場合の戸惑い、外国における孤独感などから、ついつい日本に子供を連れて行ってしまおうとされた場合、そのような行動には上記のような多くのリスクが伴います。当地には、家庭の問題、虐待に対する人権の面からの対応を行っている団体がありますので、問題の兆候が見え始めたら、速やかに当館（<http://www.ar.emb-japan.go.jp>）や当国の専門相談機関にご相談されることをお勧めします。当国で生活されますと、個人生活も含め様々な困難に直面されることもあるかと思えます。しかし、思いがけず法律に違反し犯罪者となってしまいますと、その後の子供との関係にも様々な支障が出てきます。円満な家庭と親子関係のために、上記の点を真剣に考慮していただきますようお願い致します。

当国の専門相談機関

○家庭内で問題がある場合

アルゼンチン共和国司法人権省（ATENCIÓN A VÍCTIMAS DE VIOLENCIA FAMILIAR Y SEXUAL）電話：ブエノスアイレス市内：137

その他地域：0800-222-1717

メール：centromediacion@cpacf.or.ar

時間：365日24時間対応

○ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に関連する相談

アルゼンチン共和国外務省（Dirección de Asistencia Jurídica Internacional）

所在地：Esmeralda 1212、4° Piso、Oficina 402

電話：011-4819-7385

メール：menores@mrecic.gov.ar

7 緊急連絡先

- ◎警 察 : ①「911」及び「101」を使用できる地域
首都ブエノスアイレス市を含むブエノスアイレス州全域
サンタフェ州、サンルイス州
: ②「911」のみ使用できる地域
メンドーサ州、サルタ州、サンファン州
: ③「101」のみ使用できる地域
上記①、②に該当しない各州

※911…警察・救急・消防の区別なく通報可能な緊急事態連絡番号

(911 番通報のコツ : コールセンターで警察官の位置を GPS で把握しているため、初めに場所から伝えると、警察到着までの時間短縮に繋がる)

※101…地域を管轄する警察と通話するための番号

- ◎観 光 警 察 : 11-5050-3293、又は 11-5050-9260、24 時間対応、
住所 : Av. Corrientes 436、スペイン語に不安がある方は英語、状況により日本語でも対応が可能。

- ◎水 上 警 察 : 106 ※河川、港湾地域での事件等

- ◎救 急 車 : 107

- ◎消 防 : 100

- ◎在アルゼンチン日本国大使館

- 大使館代表 (平日 09:00~17:45)

TEL: 4318-8200 ※閉館時は、緊急時の対応可能な電話番号を案内

FAX: 4318-8210 / メール : taishikan@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon、Bouchard 547 Piso17、C1106ABG - Buenos Aires

- 領事班直通 (平日 09:00~12:30、14:30~17:00)

TEL: 4318-8220 / FAX: 4318-8231 / メール : conbsas@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon、Bouchard 547 Piso15、C1106ABG - Buenos Aires

- ◎日本人会 : 4307-2026 (在亜日系団体連合会)

【簡単な緊急時の表現】

- ・ 泥棒 :

Ladrón (ラドロン)

- ・ 警察 :

Policía (ホリシア)

- ・ 事故 :

Accidente (アクシデンテ)

- ・ 日本国大使館 :

Embajada del Japón (エンバハダ・テル・ハボン)

- ・ 大至急! :

¡Urgente! (ウルヘンテ)

- ・ 助けて! :

¡Ayúdeme! (アジュテメ)

- ・ 火事だ! :

¡Incendio! (インセンディオ)

- ・ 私は日本人です。:

Soy japonés(a) (ソイ・ハネス (男性) / ソイ・ハネサ (女性))

- ・ 旅券を盗まれました。:

Me robaron mi pasaporte. (メ・ロバーン・ミ・パスポールテ)

- ・ 警察を呼んでください。:

Llame a la Policía, por favor. (シヤメ・アラ・ホリシア・ホル・ファホール)

- ・ 私は気分が悪い。:

Me siento mal. (メ・シエント・マル)

- ・ 私は頭が痛い。:

Me duele la cabeza. (メ・ドゥエレ・ラ・カベッサ)

- ・ 病院に連れて行ってください。:

Lléveme al hospital, por favor. (シエーベ・メ・アル・オスピタル・ホル・ファホール)

- ・ 救急車を呼んでください。:

Llame a una ambulancia, por favor. (ジ ャメ・ア・ウナ・アンブ ランシア・ポ ル・ファボ ール)

- ・ この番号に電話してください。:

¿Me podría llamar a este número? (メ・ポ ド リア・ジ ャマル・ア・エス テ・ヌーメロ)

- ・ 日本語を話せる方はいますか。:

¿Hay alguien que hable japonés? (アイ・アルギ エン・ケ・アブ レ・ハホ ース)

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

ア 3か月以上アルゼンチンに滞在される方は当大使館領事班に在留届を必ず提出して下さい。在留届には、連絡先電話番号とともにメールアドレスの記載もお願いします。

イ 緊急事態がいつ起こるか予測することは通常困難です。予めそのような場合に備えて家族やそれぞれ所属する団体内で連絡方法について決めておいてください。

ウ 緊急事態発生の際には、当大使館より安全対策連絡協議会の各団体を通じて情報の提供を行うとともに必要な対応等について通報しますので、各団体等が保有する緊急連絡網については、常に最新の状態になるよう整備しておいて下さい。

(2) 緊急時避難先

当大使館より、状況の緊迫度に応じて、以下の避難場所への集合をお願いすることがあります。

ベルグラノー地区居住者：大使公邸 (Virrey del Pino 3437)

セントロ地区居住者：大使館領事班 (Bouchard 547 Piso15)

※別途、ホテル等へ集合をお願いする場合があります。

(3) 携行品及び非常用物資の準備

ア 旅券、現金等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう準備しておいて下さい。

イ 緊急事態発生時には自宅待機をお願いすることもありますので、水、非常用食料、医薬品や燃料等を日頃から準備しておいて下さい。

2 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生し、また発生する恐れの高まった場合には、当大使館は所要の情報収集・分析を行い、邦人保護の観点から、必要な情報を発信致します。自ら情報収集に努め、平静を保ち流言飛語や群集心理に惑わされることのないように注意してください。

(2) 情報の把握

テレビ・ラジオの聴取、邦人相互間の連絡、大使館への問い合わせ等により、できる限り正確な情報把握に努めて下さい。状況に応じ、以下の手段により情報提供を行いますので情報の入手に努めて下さい。

○外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○在アルゼンチン日本国大使館 http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○大使館からのお知らせ。(邦人安全対策連絡協議会を通じたメールでの情報提供)

○NHKワールド <http://www.nhk.or.jp/nhkworld>

○NHKワールドラジオ日本 周波数 (当地放送時間帯)

スペイン語 : 6,195kHz (04:00~04:30) (09:30~

10:00) 日 本 語 : 13,720kHz (14:00~16:00)

(3) 当大使館への通報

ア 本人及びその家族又は邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ若しくは及ぶ恐れのある時は、具体的にその状況を当大使館に通報してください。

イ 緊急事態発生の際には、お互いに力を合わせて対処する必要がある場合があります。当大使館より在留邦人の方々にも数々の情報提供や援助をお願いすることもありますのでご協力願います。

(4) 国外への退避

ア 緊急事態が発生した又はその発生の蓋然性が極めて高い状況で、各自又は派遣元会社等の判断により自発的に帰国、第3国へ退避する場合は、その旨を当大使館へ通報して下さい。(当大使館への通報が困難な場合は、外務省領事局海外邦人安全課等へ通報するよう努力して下さい。)

イ 外務省より「避難してください。渡航は止めてください（退避勧告）。」が発出された場合は、当該地域に滞在している方は、一般商業便が運行されている間に、可能な限り早急に同地域から退避するとともに、当大使館は、避難に関する支援を行いますので、緊密に連携を取って下さい。また、同地域への渡航は、情勢が安定するまで延期して下さい。

3 緊急事態に備えて準備しておく物品

(1) 旅券等

旅券については残余の有効期限があることを日頃から確認するとともに、旅券の所持人記載欄には漏れなく記載しておいて下さい。また、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。

(2) 備蓄の準備

平素から緊急事態の発生に備え、最低でも以下の物品を準備しておくよう努めてください。（※以下はあくまでも目安です。各ご家庭の状況等に応じた所要の準備を行なってください。）

○現金：10日間程度生活できる現地通貨及び米ドル

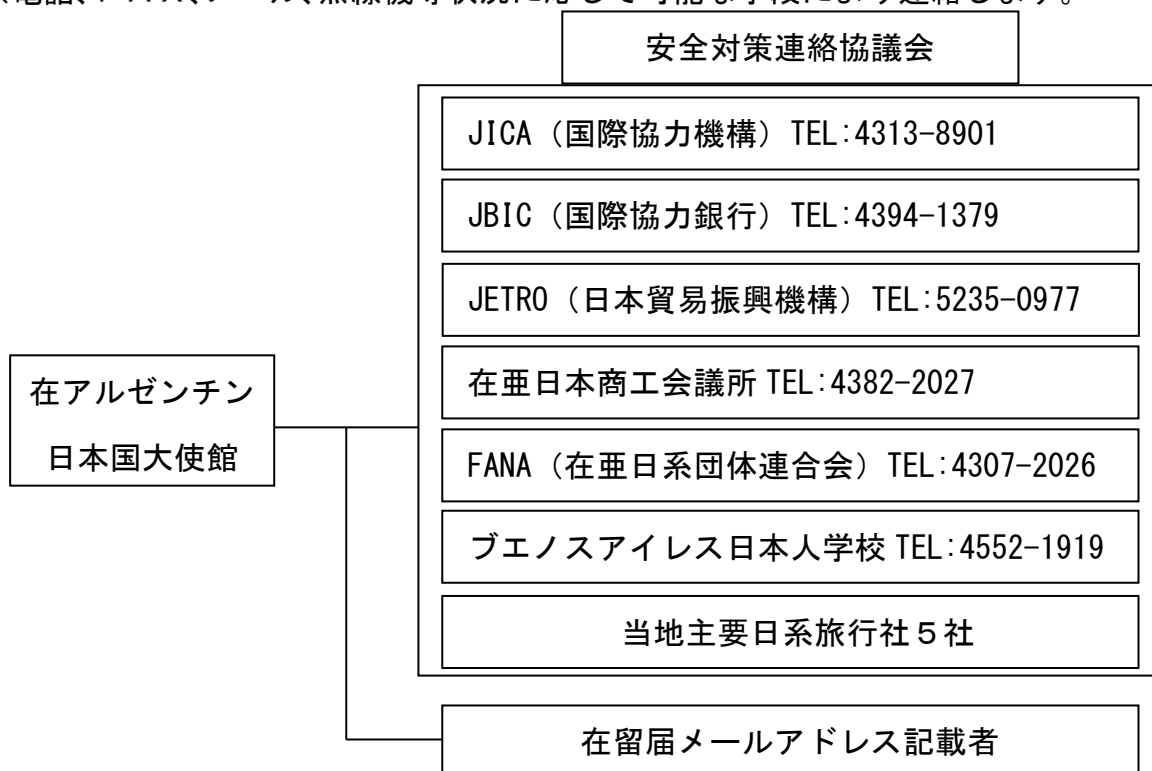
○食料等：飲料水、米、缶詰、インスタント食品等

○医薬品：常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、包帯、絆創膏、衛生綿等

○その他：ラジオ、懐中電灯、マッチ、ろうそく、ナイフ、簡易食器、固形燃料等

4 その他（緊急時の連絡態勢）

※電話、FAX、メール、無線機等状況に応じて可能な手段により連絡します。



IV 結語

本手引きに記載されていることは、安全対策のほんの一部に過ぎません。アルゼンチンでの生活を通じて、情報を集め、皆さん一人一人の環境に合わせた工夫をしながら、安全対策をより確実なものにして頂ければ幸いです。大使館では、各種犯罪・安全対策に関する情報の収集に努めています。ご自身のお話でも、お友達の日本人の方のお話でも構いませんので、犯罪・事故等の発生日時・場所・犯行の手口等を教えて頂ければ安全対策の参考になるとともに、これらの情報を共有し皆様の防犯に役立てることもできます。個人の秘密は厳守致します。直接あるいは御所属の会社・団体代表窓口等を通じて下記まで御連絡下さい。

◎在アルゼンチン日本国大使館領事班

TEL:4318-8220 / FAX:4318-8231 / メール：conbsas@bn.mofa.go.jp

Embajada del Japon、Bouchard 547 Piso15、C1106ABG - Buenos Aires

安全の手引きに関するご意見・ご希望等がございましたら領事班までお寄せ下さい。

変更（改訂）履歴

2006年11月1日、2008年	4月1日、2009年	4月1日	
2009年10月8日、2010年	4月1日、2011年	4月1日	
2012年	4月1日、2013年	4月1日、2014年	7月18日
2015年	3月2日、2017年	1月1日、2018年	2月1日
2019年	1月1日、2020年	1月1日、2021年	2月1日
2022年	1月1日、2023年	1月1日	